

作成日 令和7年1月6日

令和7年度 施行

## 農地台帳システム保守業務委託

(農業委員会事務局 農地振興係)

公示用

### 農地台帳システム保守業務委託

項 目	単 価	数 量	単 位	金 額	備 考
農地台帳システム保守(基本1ライセンス)		1	年		
農地台帳システム保守(追加2ライセンス)		1	年		
地図情報システム保守(基本1ライセンス)		1	年		
地番図更新		1	年		
小	計				
再	計				
消 費 税	10 %				
合	計				

# 仕 様 書

## (目的)

第1条 本仕様書は、芽室町が委託する農地基本台帳システム保守業務について必要な事項を定めることを目的とする。

## (保守内容)

第2条 本委託業務の内容は以下のとおりとする。

<ul style="list-style-type: none"><li>・農地台帳システム (Agency MAX) 3 ライセンス</li> <li>・地図情報システム (Agency MAP) 1 ライセンス</li> <li>・地番図更新</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>①トラブルシューティング システムに異常が発生した場合、調査を行ない原因追求するものとする。プログラムに原因がある場合、対策を検討し、プログラムの修正を行うとともに、リリースする作業を行う。また、ハードウェアに原因がある場合、その旨、ハードウェア業者への連絡対応をするものとする。委託者に原因があるなら、原因を説明し、システムの運用についてアドバイスあるいは取り決めを行うものとする。この場合、委託者の使い方に起因する(過失による)トラブル・ソフトウェア故障の対応もここに含むものとする。ただし故意によるものは除く。</li> <li>②Q&amp;A 1. 期間及び時間は前条記載の作業期間の月曜日～金曜日までの午前9時から午後6時までとする。(土日及び祝祭日並びに受託者が定める休日を除く。) 2. システムに関する質問あるいは操作上の疑問点や不明点において、電話による応答及び電子メール等による回答を行うものとする。</li> <li>③バージョンアップ システムの軽微な改善についてはバージョンアップを行ない、最新の状態を保つものとする。また、機能拡張のバージョンアップは含まない。</li> <li>④地番図更新 芽室町農業委員会が管理・更新している農地基本台帳システム内の台帳データとリンクする地番図データについて図形データの更新作業を行う。修正更新済み地番図データ (Shape ファイル形式) については、既存の農地基本台帳システムに取り込み更新が可能なようデータの変換調整を行う。また、整備された地番図データが基本農地台帳システムにおいて、地図レイヤーとして利用可能なよう更新用データファイルとして構築するものとし、整備された更新データファイルについては、既存の農地基本台帳システムにセットアップ・調整し、各種データが一元的な管理ができるように、動作確認を行うものとする。</li></ul>
--	---

## (保守業務の実施場所)

第3条 受託者は、保守業務について、委託者の承諾を得て、本ソフトウェアの稼働場所その他委託者の関係場所に立ち入り、サポートを行うことができるものとする。

2 前項にかかわらず、以下に示す、委託者の責に帰す原因により生じたシステム障害の復旧作業の場合は、委託者の事業所又は本ソフトウェアの稼働場所に出張し、保守業務を行うものとします。この場合、受託者は委託者に対し、受託者が別途、出張料、交通費、宿泊費等の実費を請求することができるものとする。

- ①委託者が独自に作成したプログラムに起因する障害の調査、解析及びデータ修復作業。
- ②明らかに委託者の誤操作に起因する障害の調査、解析及びデータ修復作業。
- ③委託者が所定のデータ保存・退避を怠ったために発生したデータ修復作業。
- ④上記のほか天災地変等、受託者の責に帰すことのできない理由で生じたハードウェアの故障に伴うソフトウェア及びデータの修復作業。

(その他)

第4条 ソフトウェアの保守を基本とし、バグ修正版、バージョンアップ版については、必要に応じて本保守契約の範囲内でプログラムインストール等を行うものとする。